

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	1 内部管理業務	C-c	① 国特有の事務であり、引き続き国で実施。	国に残す業務 (全国知事会見解 H 22.7.15)		
経	2-1 景気動向等に関する統計調査の実施・経済産業省生産動態統計調査(法定受託事務を除く)	A-a C-c ※上記以外のもの	④ 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP(鉱工業指数)、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。 本調査業務では、毎月半ばまでに約17,400事業所から前月末々データの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査(疑義照会、修正等)、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ一体となって調査業務に当たっている。 現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務(現在の局の担当事業所数は約4,400、都道府県担当は約2,000。)を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。 他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務(1県1業種当たり平均約2.6事業所)が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。 また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。	廃止・民営化(全国知事会見解 H 22.7.15)	都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなること懸念される。 実際、本件については、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり(東京都、大阪府等)。	出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定)：民間委託の拡大等を進める。

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	2-2 景気動向等に関する統計調査の実施・経済産業省特定業種石油等消費統計調査	C-c	④ 当該統計調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられている。調査対象が約760であり、仮に都道府県に移譲すると業務量が微少となるため、行政効率の著しい低下などの支障を生じる。加えて、当該統計調査業務については、各業種におけるエネルギー利用プロセス等習得しなければならない専門知識も多いことから、厳しい人員削減が進められ必要な専門的知見が養われない中、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなることも懸念される。 また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となっている「総合エネルギー統計」に使用されており、その報告基準年(1990年度)の計算方法については国連の気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)に報告している。京都議定書の第一約束期間(2008年度から2012年度)中の排出量計算方法については、基準年と原則同じ方法が求められており、少なくとも2012年実績の報告までは、現行と同様の調査実施体制の継続が望まれるため、引き続き局が実施するものとする。 なお、2013年度以降は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)における指摘事項を踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制のあり方を検討する。	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)		○出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定):民間委託の拡大等を進める。 ○「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)においてエネルギー消費統計調査との関係整理が求められていることを踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制の在り方を検討していく)
経	2-3 景気動向等に関する統計調査の実施・埋蔵鉱量統計調査	D 廃止・民営化	閣議決定に従い、基幹統計から除外(すなわち廃止)する。	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)		・民間委託の拡大等を進める。(出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24地方分権改革推進本部決定)) ・基幹統計から除外する(「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定))
経	2-4 景気動向等に関する統計調査の実施・ガス事業生産動態統計調査	C-a 民間委託(検討)	① 当該調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられており、ガス事業者の実態を適切に把握することは、ガス事業法の着実な執行や、制度改正の適切な実施のために不可欠であり、国として引き続き全国統一的に実施する必要がある。対象事業者が2,000(対象事業所8,000)あることから、業務の効率性の観点から現場に近い地方経済産業局が実施している。 対象となるガス事業者のうち都道府県域を超えて活動するものが相当数いることから、全国統一的な調査の実施のためには、全国隈無く広域の実施体制が整備される必要があり、自治体間連携の自発的形や広域連合などの広域の実施体制等ではその実施に著しい支障が生じる。 ④ 都道府県によっては調査対象が少なくなることから、都道府県に移譲すると行政効率の著しい低下や必要な知識等専門的知見が養われないといった支障が生じる。 今後、当該調査については、民間委託の拡大について検討を行うとともに、引き続き国が担う業務については、本省への引上げも検討する。	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)		民間委託の拡大等を進める(出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定))

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	2-5 景気動向等に関する統計調査の実施・地域経済動向の把握及び分析等	C-c	① 企業活動は、都道府県域を超えて行われており、広域なブロックごとに実態を把握しなければ、経済動向を的確に把握することができず、また、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の持続性が担保されず、広域的实施体制と各経済産業局の所轄が必ずしも一致するとは限らないため、このような地域経済動向等も参考に実施している経済産業行政に著しい支障が生じる。なお、当該調査は、リーマンショック、円高等による影響や各種施策の効果などその時々の経済産業政策のトピックスについて、統計上のデータでは得られない現場の生の声をヒアリングを通じて収集し、各種統計や財務局の調査との整合性も図りつつ、分析することにより、深度のある地域経済動向を的確に把握するものであり、地に足の付いた経済産業行政を実施するためには不可欠である。また、調査の実施に当たっては、非常に短期間で多くの企業に対してヒアリング等を行う必要があることから、機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	3-1 新規産業の環境整備に関する事務・エンジェル税制の認定	C-c	④ エンジェル税制は、ベンチャー企業等に対して出資を行う投資家に対する金融所得課税に係る特例措置であるが、その適用案件は大都市部に偏在している。(適用案件0件：23県、1件：8県)。仮に都道府県に移譲すると、今後の申請に対応するため、各都道府県で的確な執行体制を整備する必要が生じる一方、都道府県によっては見込まれる事務量が最少であることにより、審査能力等のノウハウの蓄積・維持が困難となり、また、行政効率が著しく非効率なものとならざるを得ない。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。			
経	3-2 新規産業の環境整備に関する事務 産業クラスターの支援	B②	広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、地方で実施することのできない、全国的な視点から地域ブロックを越えた産業クラスター間の連携や我が国の国際競争力強化につながる先導的な取り組みについて地域競争力強化事業等を活用し引き続き取り組んでいく。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。 産業クラスターの「自律的發展期」(2011年～2020年)における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	3-3 新規産業の環境整備に関する事務・ソーシャルビジネスの振興に関する事務	C-c	<p>①②</p> <p>SBを振興する必要性は、上記の「新しい公共宣言」や「新成長戦略」などにより明かであるものの、SBについては、その事業モデル・経営ノウハウ、また、振興のための政策手法などが十分確立されていないことから、国が先導的にその振興に向けた役割を担っていくべき状況にある。</p> <p>上述のとおり、SBはまだまだ新しい社会の動きであることから、国として、最低限どの地域においてもSBの存在を認識してもらい、地域の独自の取組に応じて新たな社会の運動が起こり得る下地を全国においてつくることを確保する観点からも取組を行う必要がある。</p> <p>こうした状況の下、国は、先進的に活動している事業者を全国的な視点から選定し、その事業モデルやノウハウを全国に移転させるための事業を行っている。これを、広域実施体制や都道府県に委譲した場合、(1)その地域性から国と同様に全国に広く募集を行い、優れた事業者全国的な視点から適切に選定することはできない、(2)本事業は、選定した全国の優れた少数の事業者のノウハウ等をその地域以外の全国各地に移転させるためのものであり、事業者を採択した地域以外が最終的裨益する場合が大半であるため、事業の継続が困難となる、ことが考えられる。</p> <p>従って、広域の実施体制が整備された場合、又は事務処理等の基準を定めて国の指示等を認める場合であってもなお著しい支障が生じるものであるため、引き続き国が実施することが必要。</p> <p>④</p> <p>全国的な視点から先進的に活動する上位数社を選定しているため、支援対象となる件数が少なく、移譲すると知見の蓄積や行政効率が著しく非効率となるため、引き続き国が実施することが必要。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等から現場に近い経済産業局が支援を行うことが適当。</p>		<p>①(社)経済同友会が平成22年7月に公表した「市場を活用するソーシャルビジネス(社会性、事業性、革新性)の育成-日本の市民社会の構築に向けて-」において、以下の提言がなされている。</p> <p>○日本は、英国を参考とし、「民」主体でありながら、政府がバックアップする新日本流で、ソーシャルビジネスを育成していくべきである。</p> <p>○官民一体となってソーシャルビジネス推進イニシアティブ等の活動を進めていくべきである。</p> <p>②その他、地域からの意見(ヒアリング結果)</p> <p>○SBの必要性はますます高まっており、国が広域的な視点で継続して活動を支援していくことが必要である(事業者)</p> <p>○ノウハウや人材不足に悩むSBにとって、企業のノウハウ・人材を活用するためにも企業との協働が望まれるところ。協働のきっかけとなる制度を国が創設するのは重要。(自治体)</p>	

機関名	事務・権限	(記号)	自己処分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	4 商工会議所に係る 許認可・監督に関 する事務	A-a ※商工会議所 の定款変更等 に係る国の権 限について、 規制緩和を含 めて見直しを 行い、都道府 県への移譲を 検討。  C-c ※上記以外の 事務	① 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の 斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給され た証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するため には、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を 保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握 することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮する と経済産業局にて実施するのが適切。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	・我が国の商工会議所制度が国際的な信用を 失墜することがないようにするためには、商 工会議所の同質性を堅持することが不可欠で あり、同制度の根幹に関わる事項について は、商工会議所法を所管する国において、同 法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用 する必要がある。(日本商工会議所) ・現在はわが国および地域経済の経済構造等 を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直 面する課題が大きく変化する中で、商工会議 所法がこれらの変化に的確に対応し、商工会議 所法の目的を達成する観点から自らの機能を 最大限に発揮するためには、副会頭や議員定 数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可 可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議 所の声を受け、主張してきたところである。 (日本商工会議所) ・その上で、設立・解散・合併の認可など商 工会議所制度の根幹に関わる事項について は、同権限を国に残すべきである。また、定 款変更の認可については、地域の実情に応じ て自由かつ主体的な活動を展開できるように するために、「届出制」とすべきである。 (日本商工会議所)	【地方分権改革推進委員会第1次勧 告(H20.5.28)、第2次勧告 (H20.12.8)】 商工会議所の定款変更等に係る国 の権限について、規制緩和を含め て見直しを行い、都道府県に移譲 する。

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	5-1 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務(地域イノベーション)	C-c	<p>① 本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。</p> <p>また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域連合等に属する自治体内の企業等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 本事業では、平成22年度においては45件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率为非効率となるため、引き続き国が実施。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>○産業構造審議会産業競争力部会(第1回) (平成22年2月) 地域において、主体的に技術のある中小企業、環境産業を連携によってまとめ上げ、展開を積極的にすすめていくことが重要。(委員発言)</p> <p>○本事業の実施以前は、自社単独で10年以上研究開発に取り組んでいたが、有効な解決策が見いだせなかった。産学官連携の下、研究開発を行うことができたため、実用化までたどり着くことができた。(中小企業経営者)</p> <p>○地域の中小企業にとって、ラボレベルの研究はまだまだ、実用化技術開発、プラント創設等の大規模開発は本事業がなければできず、おそらく有望な技術シーズだけで終わっていた。(中小企業研究者)</p> <p>○科学技術による地域活性化戦略(平成20年5月、総合科学技術会議決定) 第3章 科学技術による地域活性化戦略 科学技術による地域活性化の源泉は、地域の大学等の研究機関における多様な研究活動である。現在、国は、さまざまな競争的研究資金を提供しているが、国全体としての多様性を確保するためには、特徴ある地方大学の研究活動や、産学官連携の取組を、一層強化する必要がある。</p> <p>○産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会報告書(平成22年5月) 第三章：我が国研究開発を巡る課題 地域が有する特色のある産業や技術の蓄積を活用していくことが重要であり、そのため、地域の産学官が結集し、競争力ある製品やシステムを生み出していく必要がある。</p>	
経	5-2 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務	D 廃止・民営化	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。今後は、国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推進。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	5-3 情報処理の促進に関する業務	C-c ① 情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家IT戦略を全国的に推進していく必要がある。 こうした国家IT戦略の一環として、地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援や、先進的な取り組みを行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援といった振興業務に加え、昨今の複雑化・巧妙化するコンピュータウィルス等の情報セキュリティに関する脅威に対応するために、国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進することは政策的に非常に重要であるが、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点からも現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	自治体では、住民に対する基礎的なIT講座等を実施することはあっても、地域の情報処理・ソフトウェア関連企業が取り組む先進的な事業の振興等の関する業務を行うことは規模の観点からも効率的とは考えられず、ブロック単位程度での事業を実施することが適当。(自治体担当者)	「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月) 「新成長戦略」(平成22年6月)
経	5-4 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人材資金構想に関する事務	D 廃止・民営化 本事業は、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援まで取り組むものである。今後も国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働によって取り組むべき先進的な事業であるが、事業仕分けにより廃止が決定。 なお、現在参加している留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施。		国家的な戦略のもとに留学生誘致政策を展開しなければ、世界の潮流から遅れを取ることは明らか。国レベルのムーブメントとしてやらないとアジア各国に認識されることはない。日本国のメッセージをアジア近隣諸国に国レベルで伝えることが優秀な留学生を獲得する戦略として肝要である(事業実施関係者)	平成21年11月の事業仕分け(第一弾)において、廃止と判定。

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務	C-c	<p>①、② 本制度はワシントン条約決議等に対応して導入されている規制であり、仮に地方自治体や広域の実施体制に事務・権限を移譲した場合、規制対象製品は全国的に流通していることから、それぞれの実施体制では</p> <p>(1) 我が国が、象牙取引の希望を表明する度に実施される条約事務局による流通管理体制の検証等に対応できるだけの、適切な管理を担保する全国統一の水準・執行体制の維持が困難となること、</p> <p>(2) 密輸品の排除等のための国が行う貿易管理や税関と協調するための一元管理体制の維持や、地域を越えた一斉かつ迅速な立入検査などへの対応が困難となること、</p> <p>などから制度の安定確保に著しい支障を来すため、国による事務・権限の実施が不可欠。</p> <p>④ 地方移譲とした場合、対象事業者が少ない各都道府県においても、情報共有システム等の統一化、立入検査等の人員体勢整備、政府の税関・貿易管理部門との連携体制の確立が必要となるため、行政効率が著しく非効率なものとなり、規制執行の安定性の低下が懸念される。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>《地方自治体・事業者等の声》</p> <p>○ 象牙を取り扱う事業者においては、本規制を守ることにより特別に象牙の輸入が認められていることを理解しており、届出等は象牙取扱事業を行う上での当然の行為として事業の一部になっている。</p> <p>○ 事業者にとっては、地方自治体が事務を担当することにより、届出等の提出先が近くなるというメリットが想定されるものの、現在でも郵便による届出や電話での対応で特段の不便を感じておらず、加えて既に事業の一部として対応していることから、制度変更による具体的なメリットは予見できない。</p> <p>○ 一方で、各自自治体において本規制事務に不慣れな担当者が増えることや各自自治体間での対応差が発生するといった規制事務執行への懸念がある。特に、これまで象牙輸入を行うにあたり、ワシントン条約において規制の状況が審査され適切であると認められているので、新たに規制実施体制を変更することによりワシントン条約の審査にて象牙輸入が認められなくなることは避けるべきである。</p>	
経	7 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務	A-a	<p>① ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>④ ・各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用となるとともに、技術承継や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>【登録認証機関】</p> <p>認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応</li> <li>・認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応</li> <li>・その他の相談・報告等</li> </ul> <p>これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <p>① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業を展開している場合、連絡調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。</p> <p>② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。</p>	
		C-c	※上記以外の事務			



機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	8 知的財産権に関する相談受付、説明会	C-c	①、④ 経済産業局特許室では、都道府県が実施している弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っている。相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障がある。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは行政効率が悪く非効率とならざるを得ない。 地方自治体における産業財産権に係る相談事務の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	9 産業財産権に関する確認事務・中小企業及び公設試験研究機関等に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付	C-b (検討)	①、② 地方自治体は当該事務の申請者でもあり、利益相反の観点から地方自治体に当該事務を委譲することは困難。 さらに、当該確認事務は、未公開情報を用いて実施しているため、産業財産権の出願を行う都道府県が行うことは不適切。 なお、当該事務は、郵送等により対応が可能であり、本省への引上げを検討する。(本省引上げを検討するに当たっては、経済産業局で対面による確認事務を行う選択肢が無くなるため、行政サービスの質とユーザーの利便性が低下すること、いずれにしても確認の前段階としての相談事務が生じることについて留意が必要。)	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
1 経	10-1 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務・ものづくり高度化支援に関する事務	C-c	① 国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。 このため、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。  なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中小企業の保有する強みの技術を強化していく国のプロジェクトとして非常に重要である。 (総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤技術高度化支援事業へのコメント)	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地方分権改革推進本部決定 (H21.3.24))

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	10-2 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 新連携支援に関する事務	C-c	<p>① 新連携については、国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 新連携については、認定件数が年間15件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>経営革新については、計画の承認は、基本的に都道府県知事が実施しているが、異なった都道府県の中小企業が共同で申請する場合、国の出先機関が承認事務を行うこととしている。仮に国で行っている承認事務を現在想定される広域実施体制で行ったとしても、その広域的实施体制は組織の持続性が担保されておらず、責任関係が不明確であるとともに、広域的实施体制の地区が案件ごとに変更するようなケースも考えられ、制度の安定的実施に著しい支障を来す。このため、法律等に位置づけられた永続的な広域実施体制が構築されるまでは、引き続き経済産業局で実施することが適当。</p> <p>また、法律の認定・承認に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (知事会見 解22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)
経	10-3 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務	D (※地域資源活用販路開拓支援事業については、国として事業を実施することを廃止) C-c (上記以外のもの)	<p>※対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業については、国として事業を実施することを廃止する。</p> <p>① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 認定件数が年間18件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	10-4 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務	C - c	<p>① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。 広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 認定件数が年間14件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)
経	10-5 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等	C - c	<p>① 国は全国レベルで事業再生支援の専門家人材を確保して、事業再生支援を行っている。また、中小企業が借入する金融機関は地域を越えて多様であり、金融機関の店舗も地域を越えている。さらに、中小企業の倒産による経済的な影響は、取引先となる全国の中小企業等へも広く影響が及ぶ。こうしたことから、事業再生の支援は、国の責任で、全国的な視点(全国どの地域においても同水準の内容を受けられるようにする)の下で行っており、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点により施策を実施することができなくなり、著しい支障を生じる。</p> <p>② 中小企業の事業再生においては、債権放棄等に応じる金融機関の協力、貸出条件緩和債権としない金融検査上の取扱いや債務免除益課税の緩和、無税償却等の課税上の取扱いが不可欠であり、同様の措置を講じていくためには、国が全国的に統一された支援の基準(実施基本要領)を示すのみでなく、個別案件についても、均一な取り扱いが必要であるため、国が認定支援機関の日常的な監督を通じてその確実な実施を担保することが必要であることから、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 事業再生支援は、知見の集約が必要であり、一方で、現在でも、少人数で効率的に事務を実施している。したがって、これを数多くの地方自治体等でそれぞれ行う場合には、知見やノウハウが分散し、また必要な人員が増加する等により、行政効率が著しく非効率となる。</p>		地域ごとに異なる手続きでは債権放棄等の要請に応じがたいこと等から、全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。 【金融機関】	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	10-6 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務	C-c	④ 当該業務は、税制措置等の前提となるものであり、全国に存在する中小企業者に対し、国の機関が責任をもって、統一的に遂行する必要がある。 当該業務の遂行に当たっては、(1)関係法等の高度な知見の集積が必要であること、(2)数百ページに及ぶ当該業務に係るマニュアル、租税特別措置法令解釈通達、コンメンタール等の内容を熟知する必要があること、(3)繁閑に係わらず相続税・贈与税の申告期限までに要件判定する必要があるため審査に迅速性・緊急性が求められること等から、事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である。一方、地方自治体に移譲した場合、一の地方自治体において見込まれる事務量が少ないことにより、行政効率が著しく非効率とならざるを得ないことから、たとえ業務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、地域格差が生じる可能性が高い。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。			
経	10-7 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業応援センター事業の事務	C-c	① 当事業は、都道府県に所在する地域支援機関での対応が困難である中小企業の高度かつ複雑な経営課題(新事業展開・販路開拓、創業、事業承継等)の解消のため、当該課題に対応できる最適な高度専門人材を全国から選定し、派遣しているものであり、仮に広域的実施体制が整備されたとしても当該課題解決に最適な高度専門人材を全国から選定することができず、著しい支障が生じる。 ただし、事業者の所在や抱える経営課題は地域によって異なるため、地域の実情を踏まえた適切かつ迅速な対応が不可欠であることから、各地方経済産業局が実施することが適切。 仮に国が当該事業を行わない場合、中小企業の課題に適切に対応することが出来ず、我が国の産業基盤を支える中小企業の健全な発展に著しい支障を生じる。		○全国商工会連合会「平成23年度予算等に関する重点要望について」抜粋 (平成22年7月) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づいて補助されている小規模事業対策予算は、かつて500億円強(平成4年)が計上されていたが、三位一体改革により大幅に減額され、現在は40億円強にとどまっており、地方の支援現場からは、十分な支援活動が行えないといった声が強く上がっている。 ○日本商工会議所「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望」抜粋 (平成21年6月) 国は、三位一体改革後もさまざまな中小・小規模企業支援対策(事業費に対する補助金交付等)を打ち出してきたが、各事業の実施主体の多くは商工会議所等であり、その実務は、現場の状況に精通した経営指導員が担ってきたと言っても過言ではない。税源移譲で補助金がすべて都道府県の裁量で決められることになったが、中小企業支援法等に基づく中小・小規模企業対策の重要性はいささかも変わらない。 そうした観点を踏まえ、各地において同事業の予算が十分かつ安定的に確保されるよう国は都道府県に対し強い指導力を発揮されたい。	

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	10-8 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等	C-c	<p>① 国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>④ 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約1700市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。 なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>		<p>全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果（平成22年6月実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーケードの全面改修やカラー舗装など10億円を超える事業への支援を自治体はできるのか。</li> <li>・局は全国的視点と地域実態の双方を理解しているため今後も支援業務を続けて欲しい。</li> <li>・地方自治体の担当者が必ずしも商店街への理解が深いとは言えない場合がある。</li> <li>・自治体が商店街活動に如何ほどの理解があるか分からない。</li> <li>・本省のみで支援業務を担当することは、円滑なコミュニケーションと非効率的な事務処理の観点から疑問がある。</li> <li>・地方の実情等も理解しており、地方の実情を国の施策に反映させる意味でも局は必要である。</li> </ul>	
経	10-9 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務	C-c	<p>④ 本法が施行された平成17年から経産省の認定件数は5件（3省で135件）であり、その内訳も関東局4件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。</p>	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		<p>「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」等を活用し、港湾、高速道路等の交通インフラ周辺に高度のロジスティクス機能を有する物流施設の設置を促進し、既存の交通インフラとの有機的連携を図りながら、効率的で環境負荷の小さい物流システムの構築を目指す必要がある。（中略）これらの施策は、効率的で環境にやさしい物流の実現に役立つだけでなく、前述の国際・国内一体となった物流の実現のためにも重要な施策として、強力で推進する必要がある。（総合物流施策大綱（2009-2013）（2009年7月14日閣議決定））</p>

機関名	事務・権限	(記号)	自己区分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	10-10 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ JAPANブランド育成支援事業の事務	C - c	<p>① 本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPANブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要。 本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的実施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。</p> <p>④ 平成22年度の本事業の実施件数は、全国で66件であり、47都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は5件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。</p> <p>事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	11-1 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務・下請代金法に基づく検査、勧告等	A-a	<p>① 下請代金法の運用に当たっては、全国約4万社の親事業者に対して下請取引に関する調査を行い、親事業者が提出する下請事業者リストを元に、全国約23万社の下請事業者に対する書面調査を実施している。その後、当該調査結果に基づき、立入検査対象となる親事業者を中小企業庁が選定しているところ。</p> <p>親事業者の事業範囲は広範囲に亘ることも多く、全国規模で事業展開している例が少なくない。こうした広範囲に事業展開している親事業者の下請取引について、仮に広域的実施体制等の整備が行われる場合であっても、その区域を越えて親事業者が事業展開している場合は、当該企業の複数の事業所において下請代金法に違反しているか否かを調査するとともに、事業所ごとではなく事業者に対して改善指導を行う必要があることや、また、広域的実施体制であっても、全国規模での取引実態を把握し取り締まることは難しく、その結果立入検査の必要な親事業者に対して立入検査が実施されず、下請事業者の利益の保護といった法益の確保が図られなくなるため、著しい支障が生じる。</p> <p>また、仮に国が事務処理等の基準を定め、国による指示等を認めた上で、都道府県が立入検査を実施することとした場合であっても、業種ごとの商慣行を踏まえた立入検査を行う必要があり、必要な予算や人員の確保、立入検査ノウハウが十分に蓄積されないおそれもある。</p> <p>また、事業執行における機動性の観点から、現場に近い経済産業局が行う方が効率的。</p> <p>なお、近接性の観点から、事業者に対する報告・検査の権限を都道府県にも移譲することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。但し、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	11-2 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務・官公需対策に関する事務等	C-c	<p>① 国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。</p> <p>そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由がなく、引き続き国で実施することが適切。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	12 中小企業に対する円滑な資金の供給に関する事務 ・信用保証協会法に基づく報告検査等に関する事務等	C-c	② 信用保証協会に対する報告徴収・立入検査については、信用保証協会法第51条及び同法施行令第6条の規定により既に都道府県知事が処理する事務とされているところ。一方、中小企業信用保険法に基づき、信用保証協会が行った信用保証の再保険を行う日本政策金融公庫に対し、毎年数百億円から2兆円近い予算を措置している国としても、中小企業信用補完制度の健全な運営を図る観点から信用保証協会に対する報告徴収・立入検査が行えることとしている。 仮に、国が同事務を行わないとした場合、中小企業者に対する適正な保証が行われているか確認するすべがなく、信用補完制度の適切な執行に著しい支障となるため引き続き実施することが必要。 なお、一昨年のリーマンショックによる金融危機や大型倒産等に対応するため、日々、信用保証協会や地域の金融機関と緊密な連絡・調整を行っていく必要があり、さらに、信用保証協会への立入検査については、財務局と合同で実施している観点からも、より現場に近い経済産業局で実施することが効率的。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	13 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体に に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等	A-a ※一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限の移譲を検討  C-c ※上記以外のもの	① 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の永続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更することにより、許認可の主体が変わることから制度の安定的実施に著しい支障を来たすため、引き続き経済産業局で実施することが適当。  当該業務は、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行っているところ。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	14 中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等	C-c	① 国の補助事業における事業採択は、地方が行う事のできない全国レベルの先進的なモデル性のあるものに限定して行う必要があり、本件も中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。  なお、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の適切な執行等の観点からも、現場に近い経済産業局が行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業は、地域経済活性化のために必要なものばかりであり、地域経済が疲弊している今こそ無くてはならないものであります。【全国中小企業団体中央会】 ・国においては、中心市街地活性化に取り組む市町村が計画通り事業を推進できるよう、中心市街地活性化を支える支援制度について、十分に予算を確保するよう要望する。 【岐阜県市長会】 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金額を維持すること。 当該補助金は、中心市街地において民間事業者が行う施設整備事業及び活性化事業への支援として、多くの民間事業者が活用している。【新潟県上越市】	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、行政刷新会議「事業仕分け」（平成21年11月）にて予算の2割縮減との評決を受けた。



機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	15 企業立地促進に関する事務・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務等	C-c	① 国は都道府県が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する地域の取組を支援していく必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るために、地域に均一に配分するのではなく、全国的視点のもので採択を行っている。 広域の実施体制や都道府県に委譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択することができず、産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		
経	16-1 特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務		消費者庁から回答			
経	16-2 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務	A-a 一の都道府県内のみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与(併行権限)を検討。 ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。  C-c ※上記以外のもの	①②③及び④ 広域の実施体制が構築されても広域自治体間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な消費者保護が図られないだけでなく、ひいては、取引システムの信頼性を落とすこととなるため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。 また、事業者の破綻・営業停止などは、金融機関と同様、全国規模で取引システム全体への信用不安を引き起こすリスクを有する。このようなリスクを低減させ、信用不安を防止するには、全国規模での開業規制(許可・登録)・検査・処分の一体的な監督が必要。こうした対応は事務処理基準を定めたとしても都道府県・広域自治体間で実施することは難しく、適切な対応ができない場合は、取引システムの信用不安を生じさせるだけでなく、本来回避できた事業者の倒産により、国民の財産に重大な被害を与えるおそれがある。 開業規制・検査・処分に当たっては、割賦法や消費者保護法等に通暁する専門職員を一定数配置する必要があり、また、行政処分前の法的な検討や、前払積立金の還付作業にはこれらの人員を迅速かつ大量に動員する必要がある。一方、事業者数は都道府県毎のばらつきが大きく、各都道府県がそれぞれに対応する体制を構築することは著しく非効率であるため、引き続き、経済産業局で実施。  なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査については、事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与(併行権限)することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)	

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経 17	消費生活等の相談に関する事務	C-c	①②及び④ 行政として、消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、必要不可欠な事務である。経済産業局は、都道府県における消費者相談とは別に、経済産業省の所掌事務についての消費者からの相談窓口として機能しており、経済産業局の所掌事務に変更がない限り行政として相談に対応しなければ、消費者の利便性に著しい支障を来す。また、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせが相談数の約3割を占め、また、特商法等の執行における悪質事業者の行為の端緒情報の収集が行われていることから、地方自治体の相談窓口とは別途、経済産業局が特商法、割販法等の法執行業務の一環としても相談業務を行うことは必要。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)において、地方の消費生活センター等を一元的な消費相談窓口と位置づけ、緊急時の対応や広域的な問題への対処のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。 (平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)
経 18-1	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。  C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違対応(技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等)を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。  なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(併行権限)することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にはできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか)	

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	18-2 電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。  C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 なお、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。  なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか)	
経	18-3 ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。  C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。  なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか)	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	18-4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内にのみ事務所、事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。  C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。  なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか）	
経	18-5 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務	A-a ※一の都道府県内にのみ事務所、事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。  C-c ※上記以外のもの	①③及び④ 広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。  なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）	【地方自治体からの意見】 ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか）	家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造事業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	19 商品取引員等への立入検査等に関する事務等	C-c	<p>①、②及び③ 商品取引員や商品投資顧問業者等の営業は商品取引所法等に基づく国の許可制であり、違法行為を行った場合については国の業務停止命令により全国で営業できない制度。 仮に広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る違反に適切に対応できない、といった事態が生じ、悪質な商品取引員による被害が拡大するおそれがある。事業者の適切な監督だけでなく消費者保護の観点からすると、商品取引所法等の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>④ 立入検査は本店及び支店に対して一斉に実施するため、商品先物取引の実態等に精通した検査官を一定数確保することが必要であるところ、本支店が存在しない都道府県もあるため、各県ごとに体制を整備し、立入検査を実施するのは効率的でなく、商品取引員の活動実態に応じてその都度に検査態勢を柔軟に構築する方が合理的。 立入検査に際しては、商品取引員の活動実態を把握するために事前調査を実施したうえで検査態勢を決定しており、また、立入検査後も必要に応じて追加ヒアリング等を実施しているため、利便性や迅速な対応の観点から、引き続き、経済産業局において実施することが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		<p>○商品取引所法の一部を改正する法律案に対する衆議院に対する附帯決議(平成16年)抄 政府は、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が必要とされることにかんがみ、本法施行に当たって、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>五 監督体制については、農林水産省及び経済産業省が十分緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会(CFTC)なども参考として、今後の監督体制の強化について検討すること。</p> <p>○証券取引法等の一部を改正する法律案等に対する衆議院・参議院における附帯決議(平成18年)抄 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。</p> <p>一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。</p>

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	20 コンテンツ産業等の振興に関する事務	C-c	<p>① コンテンツ産業は比較的新しい産業分野であることから、その振興には世界標準を視野に入れた国際競争力強化のための環境整備が必要不可欠。そのため国は全国的な視点から先端的なモデル事業を選定し支援及び調査を行い、その成果の横展開を図っているところ。 例えば、日本のコンテンツ産業を、広く海外にアピールしている「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(Cofesta)」では、各経済産業局が連携し、全国から募集し選定した中小企業・個人等の地域コンテンツが出展する総合見本市・海外ミッション派遣及びセミナー等を開催。全国からモデル事業を吸い上げ、海外市場にアピールするとともに、事後に成功事例の全国展開を目指しているところ。</p> <p>仮に、コンテンツ産業振興を広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による事業の採択・支援が困難となり、全国に提示されるべきモデル事業の質にバラつきが出るおそれがある。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出口として東京コンテンツマーケット(TCM)※1を前面に打ち出しているの、継続していただきたい(高知県)</li> <li>・ 県単独では、参加者も少なく事業費も限られている。広域に取り組む経済産業局と連携から、TCMの優秀な事業者が石川コンテンツマーケットに参加するなど、ネットワークも拡がりインキュベータに進出するなど雇用にもつながる可能性をみせてきている(石川県)</li> <li>・ CrIS関西※2の取り組みは重要で、引き続き継続すべき(関経連会長)</li> <li>・ 他の自治体とうまく連携を図ることは難しく、局が音頭をとって事業を実施することは有り難い(大阪府)</li> </ul> <p>※1 多様なオリジナルコンテンツが集結するクリエイターの総合見本市 ※2 関西のコンテンツの新たな利活用とグローバルなコンテンツ人材の発掘・育成・交流、マーケットの形成のためのイベント</p>	
経	21 競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ・ 自転車競技法に基づく届出の経由 ・ 小型自動車競争法に基づく届出の経由 等	C-c	<p>① 競輪・オートレース事業は、地方自治体が実施主体となるため、地方自治体へ移譲することは中立性が担保出来ない可能性があり、同事業の公正かつ安全な監督に著しい支障が生じる。 また、同事業の実施は統一性をもって行う必要があるが、その実施には全国に多くの関係者が関わっており、本省において全ての運営・施設状況を把握し適切な指導を行う事は困難である。 さらに、場外車券売場の設置許可審査に当たっては、設置申請者が地域住民等と十分な調整を図っているか等を確認することが重要であり、それを判断するためには地域の関係機関との密接な連携が必要であることから、経済産業局で実施することが必要。 当該事業は刑法賭博罪の特例として地方自治体が特別法の下で実施している公営競技であり、民間による地方自治体に対する指導・監督では、公正かつ安全な事業実施を担保できない可能性がある。</p>	廃止・民営化(全国知事会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	22 航空機・武器の関連法令の施行に関する事務	C-c	<p>② 武器及び航空機については、公共安全の観点から厳格な管理・規制が求められるところ、その態様が一律でなく、また高い技術が用いられている。 これらに関する管理・規制については、最新の技術動向を踏まえた上で、統一的に運用する必要があるところ、事務処理基準や国による指示を認めても、各自治体の対応の相違等によって著しい支障を生じるおそれがある。</p> <p>③ 有事の際などにおいて、展開地を含む各地の自衛隊の武器の軽微な修理などは防衛省との緊密な連携の下、迅速にその許可判断を行う必要があること、また、権限の対象には、自衛隊が運用する航空機も多く含まれることから、最新技術の動向を踏まえつつも迅速な対応が求められるところ、都道府県が実施することになれば、こうした迅速な対応が困難となり、その運用に著しい支障を来すこととなる。</p> <p>④ 各都道府県に法令の内容に精通した担当者を1名以上配置する必要があるため、行政効率の点で問題あり（関東局は担当者3名が一都十県の担当業務に従事）。</p>	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）		
経	23 化学兵器の関連法令の施行に関する事務 ・化学兵器禁止法に基づく国際査察の立ち会いに関する事務 等	C-c	<p>① 化学兵器の関連法令の施行に関する事務は、化学兵器禁止条約に基づき、国際機関（OPCW）との間で各締約国に対応が求められる国際査察に対応するための業務であるが、国際機関からの査察通告時に国の指揮・命令に従い、即時に実行することが担保されない都道府県や広域的实施体制では化学兵器禁止条約の履行に著しい支障がある。</p> <p>④ また、国際機関の査察に対しては直前の対応が求められるため、いかなる時期、場所であっても迅速に対応できるよう体制整備する必要がある。一方で、査察は毎年約20回の実施であるため、条約に関する知見や化学に関する専門性を有する担当者を各都道府県にそれぞれ配置することは非効率。</p>	国に残す事務 （全国知事 会見解H 22.7.15）		

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	24 伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務等	C-c	① 伝産法に基づく支援補助金の交付においては、国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされない。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>《事業者等の声》</p> <p>伝統的工芸品の製造業者からは、伝産振興に係る業務・権限は地方に移譲することなく、引き続き国の事業として経済局を通じて実施してほしいとの声が大い。具体的には次のとおり。</p> <p>①伝統的工芸品の支援を積極的に行っているかどうかは、自治体により温度差がある。また、自治体から、他産地との連携事業に支援をしてもらうのは極めて困難。仮に自治体に業務・権限移譲された場合、自治体にやる気がなければ、我々に補助が向けられない可能性がある。</p> <p>②一方、国指定の伝統的工芸品だけでなく、県指定の伝統工芸品に対しても支援を行っている積極的な自治体もあるが、その場合、かえって支援が「広く薄く」になっている。</p> <p>③昔は卸業者が営業を行い、在庫品の買い取りなどのリスクを負担していたが、現在では、営業、販売のリスク負担、新商品の企画開発等、全て自分たちで対応しなければならない。事業者として当然ではあるが、これまでに十分な知見もなく、高齢化が進んでいる個人事業者、零細企業には容易ではない課題。他の産地や他の業種との連携による新商品開発のための情報提供や、流通に係る情報提供など、経産局が果たしているコーディネート機能は大い。</p>	



機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	25 工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等	C-c	① 工業用水道事業者は、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成22年3月31日現在、都道府県41、市町村103、企業団8、民間事業者2、計154）。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、事業の規制を実施する者と規制を受ける者が同一になるため利益相反の観点から、また同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットリングの観点から著しい支障が生じる。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	工業用水道事業者の声 ＜施設の設置及び維持・管理における弊害＞ 多くの工業用水道施設が耐用年数を超過し、更新時期を迎えている今だからこそ、工業用水道の施設基準は、全国的な状況を把握できる国において、施設の維持・管理に関する知見やノウハウを活用して、全国統一的に定められていることが合理的であり、それぞれの県単独で定めることができるものではない。 ＜施設基準の条例策定に係る作業面における弊害＞ 条例で策定する場合、現行の施設基準のままとするにしても、変更をするにしても、議会に通すためにはそれぞれの理由が必要であり、その説明は大変難しい。 ＜自家用工水の届出事務の移譲＞ 自家用工水に関する情報は必要としていない。	自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】
経	26 適切な計量の実施の確保に関する事務 ・計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等	C-c	④ 電気計器事業者（指定製造事業者）に対応する検査は、見込まれる事業量が多くないため、都道府県に移譲した場合に、業務が分散され行政効率と専門性の低下となることから引き続き国の事業とすることが適当。 なお、事業者は全国に点在することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己任分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	27 計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保等	C-a	本事務については、「出先機関改革に係る工程表」で指摘されたとおり、23年度から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札により、市場化テストを実施する。	廃止・民営 (全国知事 会見解H 22.7.15)		<p>1. 出先機関改革に係る工程表 (平成21年3月24日地域分権改革推進本部決定)(抄) 計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保等 市場化テストの実施について、官民競争入札等管理委員会の議を経て今後策定される公共サービス改革基本方針に従い措置する。</p> <p>2. 公共サービス改革基本方針 (平成21年7月10日閣議決定)(抄) (7) 計量士国家試験事業 ○ 経済産業局等で実施する計量士国家試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業局等の実施する案内書(願書)の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務(試験問題作成業務等を除く。) 【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p>

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	28 アルコール事業に関する事務 ・アルコール事業法に基づくアルコールの製造、輸入、販売、使用に関する許可、業務改善命令等	C-o	<p>① 現行のアルコールの管理制度は、酒類にのみ酒税が課されることから、酒類への不正な使用の防止をしつつ工業用に確実に供給させることを確保するため、国には製造、輸入、販売、使用まで一貫した管理を行う必要があり、仮に現行の管理制度が維持できなくなった結果、制度の見直しが行われると事業者に過大な負荷をかけることとなり、著しい支障が生じる。また、アルコールの大幅な供給不足等の緊急時には、製造・輸入の増産勧告を行う必要があるため、国が全国的な観点から調整を行う必要があり、仮に広域実施体制であっても著しい支障が生じる。</p> <p>また、アルコール事業者は、全国各地に偏在していることから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 仮に都道府県に権限を移譲すると、当該業務の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあるため、業務効率が著しく非効率とならざるを得ない。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	《関係事業者の声》 制度変更に伴う事業者への新たな負担や無用の混乱を生じさせないようにしてほしい。	
経	29 電気事業の許認可、監査に関する事務 ・電気事業の許認可、監査に関する事務 ・相談業務	C-o	<p>①、②、③ 電気事業者の供給区域は複数都道府県にまたがり、また電力ネットワークは国全体で繋がっていることなどから、自発的な広域連合制度では、全国的な視点から統一的に事務を処理できないと考えられる。国が、電気工作物等について、届け出等を通じ正確な情報を一元的に把握した上で、統一的な判断に基づく監督、許認可等を駆使して、最適な供給体制ネットワークを監視できなければ、電力の安定供給の維持に著しい支障が生じる。</p> <p>また、地方自治体が事業主体である場合もあり、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となり、適切な事務の執行が担保されず、最終的に電力の安定供給に支障が生じるおそれがある。さらに、広域での電力需給の逼迫等、有事における供給体制構築のための調整に当たっては、全国大での状況を踏まえた迅速かつ最適な措置が必要であるため、自治体によるバラバラの対応では支障を生じうる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	30 ガス事業の許認可・監督、監査に関する事務 ・ガス事業法に基づくガス事業の業務の監査 ・相談業務 等	C-c	①、③ ガス供給導管ネットワークは、各都道府県をまたがる広域ネットワークとして形成が進んでおり、例えば、ガスの生産基地等でのトラブルが遠く離れた消費地等まで影響する性質がある。したがって、自然災害や事故等、ガスの安定供給に支障を及ぼすような事態が発生した場合に、安定的な供給を維持するためには、事業者への指示や復旧作業などを、広域的観点から最適の組み合わせ、迅速な措置を行う必要があるが、ブロック単位で、あるブロックでは広域の実施体制があり、他のブロックではないといった事態が想定される自発的な広域の実施体制の構築では当該措置に著しい支障が生ずるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生ずる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己処分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	31 エネルギーに関する広報に関する事務	C-c	① 地方自治体によるエネルギー広報の実施を否定するものではないが、エネルギー広報は、国がエネルギー政策を推進するための手段であり、政策本体の実行と一体のものとしてエネルギー政策を実施している国が責任を持って実施しなければ、原子力広報等に著しい支障が生じる。これは、エネルギー供給網は各地方自治体では完結せず、オールジャパンで考えなければならない要素を含んでいることによる。仮に、原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、原子力については国と地方とで意見が分かれがちになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じるおそれがあり、エネルギーのベストミックスの追求を阻害しかねない。なお、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電関係団体協議会（原子力発電所の立地道県知事がメンバー） 原子力発電等に関する提案書 「原子力政策の推進に当たっては、国が前面に出て、国民理解の促進に努めること」とされている。（平成21年11月）</li> <li>全国知事会 国の出先機関原則廃止PTにおける見解 「電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務については国が実施すること」とされている。（平成22年5月）</li> <li>その他各地域における関係者からも国、特に地域に密着した経済局のサポートを期待する声が多いところ。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）</p> <p>○ 「原子力政策の安定的な遂行のためには、広聴・広報活動等を通じた、立地地域のみならず国民全体との相互理解の向上が必要不可欠である。」</p> <p>○ 「国は、情報の受け手に応じたきめ細かい広聴・広報活動による国民全体との相互理解の向上のため、国がより前面に出て双方向性を強化するとともに、事業の波及効果の向上を図っていくとの観点から、国の原子力広聴・広報事業のあり方を検討する。また、小・中学生などの次世代層について、将来、原子力を含むエネルギーについて自ら考え、判断するための基礎をはぐくむため、原子力教育支援事業やその他広聴・広報事業を推進する。」</p> <p>○ 「国は、国民各層との間で様々なレベルできめ細かい対話やコミュニケーション等の広聴活動を強化する。また、エネルギー政策に関する広報活動についても、国民の目線に立って、エネルギー問題に対し国民一人一人が参画の意識を持ち実際の意識や行動の変化につなげていけるような効果的な取組を強化する。」</p> <p>○ 「我が国の明日を担う子供たちが、将来においてエネルギーに関する適切な判断と行動を行うための基礎をはぐくむ観点から、学校教育の現場において、エネルギー問題に対する理解を一層促進することが重要である。」</p>

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	32-1 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・容器包装リサイクル法	A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
経	32-2 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：一の都道府県内等のみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	32-3 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。  ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）			
経	32-4 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。  ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	33 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	C-c	① 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車課修正製造事業者及び自動車輸入事業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域の実施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。 また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。	地方移管 （全国知事 会見解H 22.7.15）		
経	34-1 環境ビジネス支援等に関する事務 ・環境配慮活動活性化ビジネス促進事業	D	環境配慮活動活性化ビジネス促進事業は、平成21年度をもって廃止。 今後は、国（経済産業局）、自治体、企業の協働による、地域の環境ビジネスの創出を推進。	廃止・民営化（全国知事会見解H 22.7.15）		
経	34-2 環境ビジネス支援等に関する事務 ・国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業	C-c	② 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づく国の制度であり、試行排出量取引スキーム等とともに、排出量取引の国内統合市場の一翼を担うもの。国内クレジット制度の活用にあたっては、国が設置する国内クレジット認証委員会で、排出削減方法論を確立した上で、当該方法論に沿う形で事業計画の作成等と同委員会による認証が必要。 このため、地域における排出削減事業の案件発掘に当たっては、排出削減方法論に係る専門的知見とともに、制度を運営する国との密接な連携が必要であり、的確な執行体制の整備が不可欠。 また、排出量取引という新しい分野の制度であるため、自治体の関心や理解度はまちまちであり、仮に自治体を実施した場合、その取り組みにはばらつきが出ることによって、結果的にCO <sub>2</sub> 削減量の総量が減少する可能性が高い。 ④ 本事業は、1県あたり平均4件/年、件数の少ない県（長崎、富山など）では、案件発掘が出来なかった年もあり、自治体に移管した場合、各都道府県に担当を配置する必要があり、かつ一から知見やノウハウを身に付けなければならず、非効率である。 また、本事業は当面、京都議定書の目標達成のため、約束期間である2012年まで行っていく事業であり、自治体に移管するのは非効率である。		・国内クレジット制度は、新しい分野の施策であるため、自治体には十分なノウハウがなく、ソフト支援事業者も首都圏に集中している。国が直接事業を行う方が効果的である（四国地域の事業者、大阪市等）。 ・本県のように、そもそも案件が少ない地域の自治体が、各々独自にソフト支援事業を行った場合、費用対効果が低下し、非効率となるおそれが高い（大分県）。	



機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	35 エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等	A-a (平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)  C-c ※上記以外のもの	① 本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域的实施体制ではかかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域的实施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域的实施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。 また、改正法では規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。 他方事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。 以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応できず、国による執行が必要である。  なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当であるが、改正法の執行状況を踏まえつつ、近接性の観点から一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することとし、その詳細について検討する。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		第2次勧告(地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日) 平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。
経	36-1 新エネルギー等の普及促進に関する事務 ・事業者における新エネ等の普及促進(RPS法に関する事務を含む)	C-c	①、②、④ 新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失ふこととなり、著しい支障が生じる。なお、地方自治体における新エネルギーに関する支援や広報等の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。 他方、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。 また、RPS法に係る事務については、都道府県が認定対象となる設備を設置している場合があり、都道府県に認定権限を移譲すると利益相反が発生する可能性があることから国で執行する必要がある一方、事業者の利便性の観点から引き続き経済産業局で行う必要がある。 新エネルギー等の普及促進に関する事務は、都道府県単位で見れば、見込まれる事業量が少ないため、都道府県に移譲した場合に、今後、再生可能エネルギーの全量買取制度など多様な知識を要する一方、業務が分散され行政効率と専門性が低下する。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	36-2 バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	D	当該事業は、平成21年度で廃止。	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）		
経	37 電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務	C-c	② 電源立地交付金は、交付対象となる事業主体は都道府県等であり、都道府県への権限移譲を行うと利益相反が生じる恐れがあり、引き続き国が業務を行うことが必要である。 また、経済産業局と交付対象となる事業主体たる都道府県等とのやりとりは合計1万件超の業務量となっているため、電源立地地域に近い経済産業局で事務を行わなければ、申請手続き等を行う側の都道府県等にとって過大な負担となり、国に対する不満の増大が想定され、新規の原子力発電施設等の立地及び既設の発電施設等の運転の円滑化に支障を来す事態が懸念されるため、引き続き経済産業局にて業務を行うことが不可欠。	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）	○立地自治体からの意見 ・本省では、都道府県や地方自治体の個々の実情把握が困難であり、個々の電源地域のニーズに対応することが困難である。 ・交付金業務は勿論として、その他にも実施したい省エネ事業、ものづくり支援事業等々について経産局から様々なアドバイスを得ている。自治体において、このような事前相談や相場観を得ることは極めて大切で、意味がある。これらを相談するため霞が関までは足を運ぶことができない。地方出先機関が無ければ、トップダウンの情報提供や指示が中心となると思われ、交付金の活用方法など地方自治体から気軽に足を運んで、地方の実情を加味した相談がしづらくなる。 ・経済局は国の視点に加えて地域の実情もよく把握しており、大変助かっている。 ・交付金業務に関して、地方局にお願いすれば本省等に通じるが、都道府県にお願いしても本省には通らなくなるため、電源地域の市町村にとっては都道府県では役不足と言える。  ○国におかれては、原子力発電施設等に対する安全対策に万全を期しながら、電源立地地域の振興を図っていくという、原子力に対する国の姿勢を明確に示すため、電源立地地域対策交付金等に係る現行制度を堅持の上、引き続き、電源立地地域への財政的支援措置が、十分に確保されるよう強く要望します。 (原子力発電関係団体協議会 平成21年8月)  ○交付金で地域振興がはかれるから、地元は国の原子力政策に協力してきた。原子力政策と交付金は表裏一体。交付金がなくなると、地元は原発を動かす意義が全くなくなる。 (全国原子力発電所所在市町村協議会 平成21年8月)	

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	38-1 品確法の施行に関する事務等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告、立入検査等	A-a (給油所等事業所が一都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（併行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)  C-c ※上記以外のもの	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければならない。迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		
経	38-2 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油販売業の届出窓口	C-c	①、③ 供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合において民間備蓄又は国家備蓄が取り崩された際に、その石油が的確に最終消費者まで行き渡るよう、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者に対して、生産予定量及び販売量等の必要な情報を報告させ、国が必要な措置を勧告できる旨を石油の備蓄の確保等に関する法律に規定することにより、備蓄放出及び安定供給の実効性を確保している。このため、供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合に石油の安定的な供給を確保する観点から、国が統一的に当該事務を実施する必要があり、各都道府県ごとに届出を行うことは国による統一的な事務執行に著しい支障が生じるため、適切でない。加えて、緊急時に迅速かつ実効性のある対応を行うためには、平時より国が事業者と緊密な関係を構築しておくことが必要不可欠である。 なお、多くの届出事業者の利便性を確保する観点から、石油販売業に係る届出の受付は引き続き経済産業局で行う必要がある。			

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	39 鉱業権の出願・登録等に関する事務・鉱業法に基づく出願の受付、審査、権利の設定、鉱害賠償補償業務等	C-c	<p>①、②</p> <p>資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上極めて重要な国家的資産であり、これに係る鉱業権の設定（探掘・試掘権の賦与）は、国自身がその本来的権能として国家的視点から行うことが必要であり、これを通じ、国全体として鉱物資源の合理的な開発を行うことが必要である。仮に、そうでない場合、鉱物資源の合理的な開発を通じ公共の福祉の増進に寄与するという鉱業法の法目的が達成されないこととなり、国民経済上、著しい支障が生じる。</p> <p>即ち、排他的経済水域等を含め、我が国に賦存する鉱物資源は、国家的資産として国全体の視点から開発の妥当性等を判断する必要がある。特に、排他的経済水域等の海域における鉱業権の設定については、外交や国の安全保障上の問題とも深く連関するため、国が直接管理する必要がある。</p> <p>また、鉱物資源が賦存し、掘採すべき地域は都道府県をまたがるものが多く、これを最も合理的な形で開発するためには、国（経済産業局長）と都道府県（知事）との間で必要な協議を行うものの、個々の地方公共団体にその調整を全て委ねるのではなく、国自身が広域的観点からこれを調整することが必要である。</p> <p>なお、鉱業権の設定等に関する出願者・鉱業権者等の各種手続や調整等における事業者の利便性や、鉱山・炭鉱等の鉱区において災害が発生した場合の迅速な対応の必要性等にかんがみ、経済産業局が行うことが適切である。</p> <p>地方委譲の際に国の指示等を認めたとしても、国家的見地から鉱物資源の合理的開発を行うという政策的判断を統一的に実施することは困難である。</p>	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）		
経	40 採石業・砂利採取業の権利の調整等・採石権の強制設定等、鉱業権者との協議に関する決定に関する事務等	C-c	<p>②</p> <p>採石権の強制設定等は採石業者の権利を保護するものであり、国本来の権限として実施しなければ、国家的見地からの岩石採取事業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、そのような場合には著しい支障が生じる。</p> <p>また、採石業者・砂利採取業者と鉱業権者との調整が必要となった場合、国家的見地から岩石採取業・砂利採取業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、著しい支障が生じる。なお、「岩石」、「砂利」、「鉱物」の三者はいずれも土地に密着した資源であり、かつ、生成過程から極めて深い相互関係を有していることから、権利を一元管理することが適切である。このような観点から、引き続き経済産業局が鉱業法に関する事務・権限を実施している中で、本調整業務を国（経済産業局）が行う必要があり、国（経済産業局）が一体的に運用しなければ、事務の運用に著しい支障が生じる。</p>	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		

機関名	事務・権限	自己任分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	41 輸出入貿易管理に関する事務 ・外為法に基づく貨物の輸出許可等	C-c	①、④ 当該業務は、安全保障上機微な貨物の輸出管理やワシントン条約に規定されている希少性の高い野生動植物の輸出入管理など、国際約束の履行等のために、国本来の業務として行うこととされているものであり、本省と局が役割分担をして一体となって実施しなければ、当該国際約束の履行に著しい支障が生じるものである。 これらの国際約束については、毎年各国の合意により、規制対象品目の改訂等が行われており、過去の経験を含めた専門的知見が必要であるため事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である。 また、仮に都道府県に移譲した場合、貨物によって許可等の申請窓口が変わり利便性が低下するとともに、都道府県によっては、業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。	国に残す事務（全国知事会見解H 22.7.15）		
経	42 関税割当に関する事務 ・関税暫定措置法に基づく関税割当の申請窓口業務等	C-c	④ 関税割当に関する業務については、国際的な約束に基づく貿易政策の執行であるとともに国税である関税の徴収手続きの一環であることから、関税局、税関と連携することが不可欠。仮に都道府県に移譲した場合、各都道府県に担当者を1名以上配置する必要があるが、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。	国に残す事務（全国知事会見解H 22.7.15）		

機関名	事務・権限	自己任分結果 (記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	43-1 国際ビジネス交流	C-c	① 経済産業局は、国の通商政策の一環として当該業務を実施している。実施に当たっては、所管地域内の産業特性等を踏まえ、外国政府、在日外国公館等との調整を行っているところ。 仮に広域的实施体制が整備されても、制度的安定性に欠ける広域実施体制や都道府県レベルでは相手方政府との調整は困難であることから、当該業務の執行に支障が生じる。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)	<p>&lt;九州局事務について&gt;</p> <p>○会議の開催を通じ、環黄海地域における地域連携の強化し、九州、中国、韓国と一体となって努力していきたい(九州経済連合会)。</p> <p>○自治体レベルでは、海外の政府機関や経済団体との交流を開始することが困難な場合も多く、九州という広域圏で国家レベルの交渉ができる交流パイプ(会議)を活用した交流を期待。(福岡市、北九州市、宮崎県)</p> <p>&lt;北海道局事務について&gt;</p> <p>○引き続き、経済団体レベル単独では困難な経済交流のきっかけ作りとなる活動と支援を経済産業局に期待(札幌商工会議所)。</p> <p>○地域レベルでは、外国の政府機関や経済団体との経済交流を開始するのは困難であるが、北海道局主催のロシア極東ミッションに参加することにより、外国政府機関等と経済交流が可能となった。(北海道銀行)。</p> <p>○北海道局主催のロシア極東ミッションへの参加が経緯となり、地域として寒冷地住宅技術の海外展開に向けた研究会を立ち上げにつなげた。また、今後の事業展開のため、JAPANブランド育成支援事業等の施策活用を期待(寒冷地水環境システム研究会)。</p> <p>○地域としては、海外にももの売っていくことが今後とも重要であり、北海道局には市の取り組みを引き続き支援していただくことを期待(小樽市)。</p>	
経	43-2 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ・対日投資	B②	広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、引き続き全国的な視点から地域を越えた自治体間の連携等に取り組み、対日投資の振興を図る。	地方移管 (全国知事 会見解H 22.7.15)		

## (総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
経	16-1 特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務	-	<p>○ 特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有している。</p> <p>○ 都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っており、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国(消費者庁・経済産業局)は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p>	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見。</p>	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見。</p>	<p>○ 地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告(平成20年12月)において、国に残る事務・権限とされている。</p>